



2026年7月8日

各位

会社名 三菱マテリアル株式会社
代表者名 執行役社長 田中 徹也
(コード番号 5711 東証プライム市場)
問合せ先 IR室長 長嶋 康太
(電話番号 03-5252-5290)

2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び
2032年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の
発行条件等の決定について

当社は、2026年7月8日開催の取締役会において決議いたしました2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び2032年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下I.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	5,275円
(ご参考)	
発行条件決定日（2026年7月8日）における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価（終値）	4,254円
ロ. アップ率	
$[\{(\text{転換価額} / (\text{株価（終値）}) - 1 \} \times 100]$	24.00%

(ご参考) 2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) 社債の総額 | 350億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額 |
| (2) 発行決議日 | 2026年7月8日 |
| (3) 新株予約権の割当日 | 2026年7月24日 |
| 及び社債の払込期日 | (ロンドン時間、以下別段の表示がない限り同じ。) |
| (4) 新株予約権を行使すること
ができる期間 | 2026年8月7日（同日を含む。）から2030年7月10日（同日を含む。）の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。但し、
①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日 |

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

まで（但し、税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②当社の判断による本新株予約権付社債の取得がなされる場合又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2030年7月10日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の判断による本新株予約権付社債の取得の場合には、2030年4月25日（同日を含む。）から選択償還期日（同日を含む。）までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(5) 償還期限

2030年7月24日

(6) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、直近（2026年3月31日現在）の発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する潜在株式数の比率は10.30%になる見込みです。

（注）潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債及び2032年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に新たに発行される株式数を、直近の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数値であります。

※詳細は、2026年7月8日付の当社適時開示「2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び2032年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

照くください。

II. 2032年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下II.において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	5,105円
(ご参考)	
発行条件決定日（2026年7月8日）における株価等の状況	
イ. 東京証券取引所における株価（終値）	4,254円
ロ. アップ率	
$[\{(\text{転換価額}) / (\text{株価（終値）}) - 1\} \times 100]$	20.00%

(ご参考) 2032年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 社債の総額 | 350億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額 |
| (2) 発行決議日 | 2026年7月8日 |
| (3) 新株予約権の割当日 | 2026年7月24日 |
| 及び社債の払込期日 | (ロンドン時間、以下別段の表示がない限り同じ。) |
| (4) 新株予約権を行使することができる期間 | 2026年8月7日（同日を含む。）から2032年7月12日（同日を含む。）の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）までとする。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②当社の判断による本新株予約権付社債の取得がなされる場合又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却されるときまで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2032年7月12日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。
上記にかかわらず、当社の判断による本新株予約権付社債の取得の場合には、2032年4月27日（同日を含む。）から選択償還期日（同日を含む。）までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。
また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京 |

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(5) 償還期限

2032年7月26日

(6) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、直近(2026年3月31日現在)の発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する潜在株式数の比率は10.30%になる見込みです。

(注)潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債及び2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に新たに発行される株式数を、直近の発行済株式総数(自己株式を除く。)で除した数値であります。

※詳細は、2026年7月8日付の当社適時開示「2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び2032年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。